

研究・産学官連携戦略ワーキンググループの運営について（案）

〔 令 和 2 年 7 月 2 9 日
研究・産学官連携戦略ワーキンググループ主査決定 〕

「研究・産学官連携戦略ワーキンググループの設置について」（令和2年7月9日研究開発戦略専門調査会会長決定）第8項に基づき、研究・産学官連携戦略ワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

WG会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、WG主査が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

2. 配布資料の公開について

WG会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、WG主査が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。

以上